

令和8年定例会 提出議案件名一覧表(2月17日及び3月4日上程分)

議案第2号	令和7年度三重県一般会計補正予算(第10号)	※2月27日採決
議案第3号	令和7年度三重県水道事業会計補正予算(第3号)	※2月27日採決
議案第4号	令和7年度三重県病院事業会計補正予算(第3号)	※2月27日採決
議案第5号	令和8年度三重県一般会計予算	
議案第6号	令和8年度三重県県債管理特別会計予算	
議案第7号	令和8年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算	
議案第8号	令和8年度三重県国民健康保険事業特別会計予算	
議案第9号	令和8年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	
議案第10号	令和8年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算	
議案第11号	令和8年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算	
議案第12号	令和8年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算	
議案第13号	令和8年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第14号	令和8年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	
議案第15号	令和8年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算	
議案第16号	令和8年度三重県港湾整備事業特別会計予算	
議案第17号	令和8年度三重県水道事業会計予算	
議案第18号	令和8年度三重県工業用水道事業会計予算	
議案第19号	令和8年度三重県病院事業会計予算	
議案第20号	令和8年度三重県流域下水道事業会計予算	
議案第21号	三重県県行造林J-クレジット基金条例案	
議案第22号	三重県高等学校等教育改革促進基金条例案	※2月27日採決
議案第23号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	
議案第24号	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	
議案第25号	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案	
議案第26号	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	
議案第27号	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案	
議案第28号	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案	

議案第29号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第30号	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
議案第31号	三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案
議案第32号	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案
議案第33号	三重県卸売市場条例の一部を改正する条例案
議案第34号	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
議案第35号	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
議案第36号	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
議案第37号	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
議案第38号	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
議案第39号	包括外部監査契約について
議案第40号	国営青蓮寺用土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について
議案第41号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第42号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第43号	工事請負契約について（ヘリコプターテレビシステム地上設備更新工事）
議案第44号	工事請負契約について（松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事）
議案第45号	工事請負契約の変更について（一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）
議案第46号	工事請負契約の変更について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）
議案第47号	財産の取得について
議案第48号	財産の処分について
議案第49号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第50号	特定事業契約の変更について
議案第51号	令和7年度三重県一般会計補正予算（第11号）
議案第52号	令和7年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号）
議案第53号	令和7年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
議案第54号	令和7年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第55号	令和7年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第3号）
議案第56号	令和7年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）

議案第57号	令和7年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）
議案第58号	令和7年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	令和7年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第60号	令和7年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）
議案第61号	令和7年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第3号）
議案第62号	令和7年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和7年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）
議案第64号	令和7年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
議案第65号	令和7年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）
議案第66号	令和7年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第67号	令和8年度三重県一般会計補正予算（第1号）
議案第68号	防災関係建設事業に対する市町の負担について
議案第69号	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
議案第70号	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議案第71号	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校建築工事）
議案第72号	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校電気設備工事）
議案第73号	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校機械設備工事）
議提議案第1号	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

令和8年定例会2月定例会会議 意見書案一覧表

令和8年3月

[意見書案]

○豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提出

意見書案第1号 豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

○議員発議

意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

意見書案第3号 インボイス制度の廃止を求める意見書案

意見書案第4号 自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職支援の促進に関する意見書案

意見書案第5号 日本国国章損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書案

意見書案第6号 売春防止法の規制強化等を求める意見書案

意見書案第7号 医療記録の保存期間見直し及び保存体制の整備を求める意見書案

意見書案第1号

豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

上記提出する。

令和8年2月10日

提 出 者

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員長
山 崎 博

豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

四面を海に囲まれている我が国では、多種多様な水産物に恵まれていることから、日々の生活、観光等、様々な形で豊かな海の恵みを楽しんでいる。そのため、経済社会の存立及び成長の基盤として、国民共通の財産である海を生かしていくことは、豊かで潤いのある国民生活に不可欠である。

一方で、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等、我が国における海を取り巻く環境は、年々厳しさが増している。

このような中、豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組、海に親しみ楽しむ国民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを楽しむための取組等、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整えるとともに、持続可能な形で、自然、社会及び経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。

よって、本県議会は、豊かで美しく親しみのある海づくりを推進するため、国に対し、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 各海域の環境基準の設定に当たっては、漁業者等が実感する地域の実情を踏まえた検討を着実に進め、また、各地域において、生態系の豊かさの観点からも適切に水環境に係る評価を行うことができるよう、モデルとなる指標及びモニタリング手法を確立するとともに、望ましい水環境の水準の設定及びモニタリングへの支援を行うこと。
- 2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」につ

いては、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行うことができるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。

- 3 海域における豊かな生態系の維持及び確保並びに水産資源の持続的な利用の観点から、効果的に下水処理水中の栄養塩類の濃度を増減させることができるよう、水環境法令における汚濁負荷の管理に係る考え方の変化を踏まえて放流水質の柔軟な設定を可能とする制度を検討するなど、下水処理場の能動的運転管理の支援を行うこと。
- 4 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮、貧酸素水塊等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善、底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。
- 5 藻場は水生生物の生活及び繁殖の基盤となることから、高水温及び食害への対策等の藻場再生に係る技術について調査及び研究を推進するとともに、各地域で行われる藻場再生の新たな技術の実証等の取組への支援を行うこと。
- 6 ブルーカーボン活用の取組を促進するため、藻類の養殖等の取組への支援を行うとともに、クレジット取引を促進するための支援を行うこと。
- 7 地方公共団体が多自然川づくり及びグリーンインフラを導入した流域治水を推進するために必要な財政的及び技術的支援を行うこと。
- 8 海の豊かさへの配慮も含めて、地下水及び河川環境を総合的にマネ

ジメントする観点から、漁場にとって必要な土砂移動が確保される総合土砂管理の取組及び漁場改善のための海底湧水の保全の取組について調査及び研究を推進すること。

- 9 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復を図る観点から、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況、水質、水温を的確に把握し、海底湧水の状況等の調査を進め、必要な対策を講じること。
- 10 国内で行われる海づくりに関する情報の共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。
- 11 海を取り巻く様々な観点から総合的に対策を推進するため、府省庁間の連携体制を強化すること。
- 12 国民の海洋についての理解と関心を深め、自然観、郷土愛及び定住志向を醸成する観点から、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育を推進するとともに、地域において、実際に海に触れ合う機会を増やすために取り組まれる教育プログラムの開発並びにその担い手となる人材の確保及び育成の取組への支援を行うこと。
- 13 常に変動する海洋環境の変化への対応力を高める観点から、水温変化への適応等の高度な養殖技術の開発等を推進するとともに、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するためのICT観測機器の配備等に係る財政的支援を行うこと。
- 14 漁業者の生業を守り、並びに漁業従事者の確保及び経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時又は長期にわたる不漁の時に於ける漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策につ

いて検討すること。

- 15 豊かな海づくりに資する種苗生産及び放流技術の開発を推進すること。
- 16 漁港及び漁村における交流を推進し、漁業と観光業の分野間の連携を強化するための取組を行うとともに、水産物の消費拡大、交流の促進等に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加等、海業推進に向けた漁港の有効活用のための環境整備に係る財政的支援を行うこと。
- 17 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援並びに地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提 出 先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

文部科学大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（海洋政策）

意見書案第2号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

上記提出する。

令和8年3月4日

提出者

倉本崇弘

田中智也

藤根正典

杉本熊野

野口正

村林聡

稲垣昭義

青木謙順

津田健児

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増し、住民のニーズや地域の課題が多様化かつ複雑化する中、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となっている。このような状況の中、令和5年4月には「地方議会が地方公共団体の重要な意思を決定する」ことの明確化などを内容とする改正地方自治法が成立したところである。

改正地方自治法の趣旨も踏まえ、住民の負託と信頼に応えるため、多様な人材の地方議会への参画を進め、議員が十分にその職務に専念することができる環境整備を積極的に進めることが、地方議会にはますます求められている。

一方で、多様な人材が地方議会に参画し、議員が職務に専念できるようにするためには、議員の身分と生活保障に関する法制度が未整備であるなど、議員の責務を果たすにふさわしい制度の確立が課題となっている。

よって、本県議会は、住民自治の根幹をなす地方議会が多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備の一環として、国に対し、国民の理解を得た上で、議員が厚生年金に加入するための法整備を実現するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

意見書案第3号

インボイス制度の廃止を求める意見書案

上記提出する。

令和8年3月13日

提 出 者

荊 原 広 樹

吉 田 紋 華

難 波 聖 子

芳 野 正 英

喜 田 健 児

中 瀬 信 之

インボイス制度の廃止を求める意見書案

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されたことで、インボイス発行事業者ではない事業者からは、原則として仕入税額控除を行うことができないこととされた。

この制度導入の議論の際には、小規模事業者のほか、フリーランス、一人親方等の個人事業者が多数を占める免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められ、さらにこれを発行できない場合には、不当な値下げの要求及び取引の打切りが生じる懸念が指摘されてきた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告及び納税が義務付けられ、事務及び税の負担といった二重の負担が課せられることになると問題視されていた。

制度の実施により、当初の懸念どおり、小規模事業者等からは、減収及び税負担増により経営状況が悪化したとの切実な声とともに、インボイス制度に係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えが上がっている。このため、小規模事業者等の事業活動及び国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。

インボイス制度導入後の小規模事業者等の苦境及び昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の延長及び拡充だけではもはや不十分である。そして、小規模事業者等の経営の持続化及び経済の活性化の重要性を踏まえると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、本県議会は、国に対し、小規模事業者等に過度な負担を与えるインボイス制度を廃止することを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

意見書案第4号

自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職支援の促進に関する意見書案

上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

龍 神 啓 介

難 波 聖 子

山 崎 博

倉 本 崇 弘

山 内 道 明

村 林 聡

小 林 正 人

中 嶋 年 規

自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の 再就職支援の促進に関する意見書案

近年、世界各地で紛争が絶えず、国際的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

このような中、人口減少という構造的要因のもと、自衛官の不足は依然として深刻な状況にあり、応募者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。

また、二十四時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官における転勤の多さ等、厳しい任務を担うがゆえの負担及び制約が大きい一方で、自衛官の給与、休日、住居、福利厚生等の処遇及び勤務環境がそれらに見合っているとは言い難い面があることも退職の一因と指摘されている。

そのため、近年、ますます複雑化・高度化する自衛隊の任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛官の処遇等の改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識及び危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国及び地方公共団体の行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野においても十分に発揮され得るものである。退職自衛官が自らの能力を社会の中で円滑に活用して、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが期待されている。

したがって、自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる処遇等を整えるとともに、退職自衛官の再就職支援の促進を図ることは、我が国における防衛力の安定的な維持・強化を図る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 自衛官の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇及び勤務環境の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊における人材の確保及び定着、特に若手自衛官の離職防止を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

防衛大臣

意見書案第5号

日本国国章損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書
案

上記提出する。

令和8年3月13日

提 出 者

荊 原 広 樹

伊 藤 雅 慶

龍 神 啓 介

芳 野 正 英

喜 田 健 児

中 瀬 信 之

山 崎 博

村 林 聡

津 田 健 児

日本国国章損壊等の罪の制定について 十分な検討を求める意見書案

国旗その他の国章は、国家の象徴として国民のアイデンティティの根幹をなす重要な存在であり、これをみだりに損壊する行為が許されるべきではない。そのため、我が国の国章について、その尊厳を法的に保護する枠組みを整えるべきとの声が挙がっている。

一方で、日本国国章損壊等の罪の必要性を認めつつも、新たに刑罰を設ける以上、その制度設計に当たっては、表現の自由の確保、立法事実の客観的検証、処罰対象行為の範囲の明確化、既存の刑罰との関係の整理等、慎重な検討が不可欠である。

よって、本県議会は、これを創設するに当たっては、国会において十分な検討を行うよう求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

意見書案第6号

売春防止法の規制強化等を求める意見書案

上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

荊原 広樹

龍神 啓介

難波 聖子

芳野 正英

川口 円

喜田 健児

中瀬 信之

山崎 博

山内 道明

村林 聡

小林 正人

売春防止法の規制強化等を求める意見書案

現行の売春防止法は売春を助長する行為等のみを処罰の対象としており、買春行為は処罰の対象となっていない。そのため、買春行為に対する処罰の対象は児童買春に限られ、さらに児童買春に対する処罰について、国連の機関からも刑の執行猶予を回避するよう勧告されている。

このような中、令和7年11月11日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が、平口法務大臣に対し、売買春に係る規制の在り方について必要な検討を行うことを指示するとの答弁を行った。そして、令和8年2月に、法務省において、売買春に係る規制の在り方検討会を開催することが発表されたところである。

このことから、政府において、長きにわたり黙認されてきた買春行為を規制し、処罰を科す法制度を速やかに検討することが求められる。

また、単に売買春を規制するだけでなく、経済的な理由等から望まずに性産業に従事することとなった者、売春行為を辞めたいと考えている者等への福祉、ケア及び就労支援を充実させることが不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 買春行為への罰則の追加等、売春防止法の規制強化等を行うこと。
- 2 性産業の従事者等に対する包括的な生活支援策の構築を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第7号

医療記録の保存期間見直し及び保存体制の整備を求める意見書案
上記提出する。

令和8年3月13日

提 出 者

龍 神 啓 介

難 波 聖 子

山 崎 博

村 林 聡

小 林 正 人

医療記録の保存期間見直し及び 保存体制の整備を求める意見書案

我が国における診療録（カルテ）等の医療記録は、医療の安全性及び継続性の確保、説明責任の履行並びに医療事故の検証を支える基盤であり、国民の生命及び健康を守るための重要な社会的基盤である。現行制度においては、医師法等に基づきカルテ等の保存期間は原則として「5年間」とされ、医療法施行規則において、各種診療記録について概ね2年から5年の保存期間が定められている。しかしながら、慢性疾患、アレルギー疾患、自己免疫疾患等の長期管理が必要な疾病の増加に加え、治療後相当期間を経て症状が顕在化する事例、複数疾患を併存する高齢患者の増加等の医療環境の変化を踏まえると、診療経過の長期的把握の必要性はますます高まっている。

また、診療経過、投薬歴、検査結果等の診療情報の連続性が確保されることは、適切な診断・治療選択に資するのみならず、重複検査・重複投薬の防止、医療安全の向上、医療紛争及び救済手続の円滑化等にも寄与する。さらに、救急医療、災害医療等において、過去の診療情報を迅速に参照できる体制の必要性も高まっている。

国は、現在、全国医療情報プラットフォームの構築、電子処方箋、オンライン資格確認等の医療DX推進を掲げ、医療情報の利活用による医療の質の向上及び医療提供体制の効率化を目指している。医療DXを実効性あるものとするためには、必要な医療データが十分な期間にわたり安全かつ確実に保全される制度の整備が不可欠である。また、電子カルテの普及により保存手段の高度化が進む中で、医療機関に過度な負担が生じないように、適切な制度設計及び支援策の整備が求められる。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項を早急に実施するよう強く求める。

記

- 1 カルテ等医療記録の保存期間について、疾病特性及び診療の継続性の観点から踏まえた区分設定を含め、現行制度の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。
- 2 医療機関の過度な負担とならないよう、電子カルテ保存の標準化、国、地方公共団体及び医療機関の間における役割分担及び費用負担の在り方について具体的な検討を進めること。
- 3 カルテ等医療記録の長期保存に必要なセキュリティ対策及びデータ保全体制について、国として技術的及び財政的支援策を講ずること。
- 4 カルテ等医療記録の長期保存に当たっては、患者が自己の医療情報に適切かつ円滑にアクセスできる仕組みを整備すること。
- 5 カルテ等医療記録の長期保存に際しては、個人情報保護に関する法律に基づく安全管理措置を徹底しつつ、医療の安全及び質の向上に資するデータ利活用の環境整備を進めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案について

1 内容

伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するため、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めるものである。

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議提議案第二号

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案

右提出する。

令和八年三月四日

提出者 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長 中瀬古 初美

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（第十二条）

第三章 基本的施策（第十三条―第二十二条）

附則

三重県におけるお茶の歴史は古く、平安時代には空海直伝の製茶法が伝わり、また、鎌倉時代には栄西が宋から持ち帰った茶樹の種を明恵が植えたとのいわれがある。その後、温暖で豊かな自然環境に恵まれた三重県はお茶の産地として知られ、室町時代には朝廷に献上され、江戸時代には伊勢商人により江戸をはじめ各地で伊勢茶が販売されたと記録されている。さらに、幕末から昭和にかけて日本茶の輸出に貢献し、「製茶王」、「茶聖」と称される大谷嘉兵衛をはじめ、三重県から我が国の茶業の発展に貢献する偉人を輩出している。

また、伊勢茶はお伊勢参りとも関わりが深く、お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなすとともに、御師おんしが各地で伊勢茶を土産物として配ったとされる。

このように、豊かな自然、歴史及び文化に育まれた伊勢茶は、現代においても、県内の様々な地域において主要な農産物として生産されている。また、地域に広がる茶園はその地域の風土と合わさり、豊かな文化的景観を形成している。

しかしながら、近年の食生活をはじめとする家庭での生活様式の変化等により、急須を用いてお茶に親しむ機会が減少している。これに伴い、国内における緑茶の消費量が減少する中で、伊勢茶を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、和食文化の海外への広まりに伴い、抹茶をはじめとする緑茶の海外における需要が増進しているほか、国内外における新たな需要を開拓するため、和紅茶、機能性を有する緑茶等の開発又は生産が進むなど、伊勢茶の消費拡大に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、私たちは、将来にわたって、伊勢茶に親しむ日々の暮らし及び茶園のある景観が残るよう、和食文化及び伊賀焼、萬古焼等の茶器と併せて親しまれる伊勢茶の歴史と伝統が継承され、並びに新しい伊勢茶の親しみ方が創出されるようにしていく必要がある。そのためには、様々な場において伊勢茶に親しむことができる環境を整備し、並びに伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大を図るとともに、歴史と伝統ある伊勢茶の知識の継承等と併せて、県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていかねばならない。

ここに、私たちは、お茶の振興に関する法律と相まって、伊勢茶の振興のため、上記の理念の下に伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を実施するこ

とにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図ることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「伊勢茶」とは、伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう。

(基本理念)

第三条 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内における主要な農産物であることに鑑み、県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行わなければならない。

2 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大が図られることを旨として行われなければならない。

3 伊勢茶に親しむ機会の確保は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せて、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(茶業者の役割)

第五条 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下この条において「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組みよう努めるものとする。

(茶業団体の役割)

第六条 茶業者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）は、その行う茶業者、県民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組みよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の役割)

第七条 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店営業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物（以下「伊勢茶等」という。）を販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組みよう努めるものとする。

(茶業者等への支援)

第八条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

(県民の協力等)

第九条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策に協力するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努めるものとする。

(市町との協働)

第十条 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

(県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備)

第十一条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、茶業団体、飲食店営業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画

第十二条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 伊勢茶に親しむ暮らしの推進の基本的な方向に関する事項
 - 二 伊勢茶の普及の促進のための施策に関する事項
 - 三 伊勢茶に親しむ機会の確保のための施策に関する事項
 - 四 その他伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関し必要な事項
- 3 推進計画は、お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）第三条第一項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。
- 4 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(飲食店営業者等による伊勢茶等の販売等の促進)

第十三条 県は、飲食店営業者等による伊勢茶等の販売又は提供（以下「販売等」という。）を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組の促進)

第十四条 県は、市町、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めるものとする。

(伊勢茶等の普及宣伝等)

第十五条 県は、伊勢茶等の普及の促進を図るため、県内外における伊勢茶等に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を自ら行い、及び同項の支援を行うに当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせさせた伊勢茶等の販売等について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶の新たな需要の開拓の促進)

第十六条 県は、新たな伊勢茶等の開発、生産、加工又は販売等その他の伊勢茶の新たな

需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の支援を行うに当たっては、伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶等の販売等その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組について適切な配慮をしなければならない。

(伊勢茶の輸出の促進)

- 第十七条 県は、海外市場の開拓等が伊勢茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保)

- 第十八条 県は、学校の設置者(県を除く。)等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動及び学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県は、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶学に基づく食育の推進)

- 第十九条 県は、伊勢茶が県内において豊かな伝統と文化を有するものであることに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、文化等についての啓発及び知識の普及その他の伊勢茶学(伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。)に基づく食育の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

- 第二十条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(伊勢茶初摘みの日)

- 第二十一条 県民の伊勢茶に親しむ気運を高めるため、伊勢茶初摘みの日を設ける。

- 2 伊勢茶初摘みの日は、八十八夜とする。

- 3 県は、四月二十九日から五月三十日までの期間において、伊勢茶初摘みの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(伊勢茶に親しむ月間)

- 第二十二条 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶に親しむ月間を設ける。

- 2 伊勢茶に親しむ月間は、十一月とする。

- 3 県は、伊勢茶に親しむ月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するため、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この議

案を提出する理由である。

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例案について

第 1 内容

公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に係る許可等の手続等についての規定を削る等の改正を行うものである。

第 2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議提議案第三号

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和八年三月十三日

提出者 総務地域連携交通常任委員長 芳野正英

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例

(三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部改正)

第一条 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例(平成十四年三重県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>三重県公益認定等審議会条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五十条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。</p>	<p>三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 三重県公益認定等審議会(第三条―第十四条)</p> <p>第三章 公益信託(第十五条―第四十条)</p> <p>第四章 雑則(第四十一条―第四十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。)第五十条第二項の規定に基づき、三重県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、三重県知事又は三重県教育委員会(以下「知事等」という。)の所管に属する公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益認定法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的とする。</p>

<p>第二條 審議會は、委員三人以上七人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第三條 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。)に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>第四條〜第十三條 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二條 この条例において「三重県公益認定等審議会」とは、公益認定法第五十条第一項の規定に基づき設置する審議会その他の合議制の機関をいう。</p> <p>2 この条例において「公益認定法人」とは、公益認定法第二条第一号に規定する公益社団法人及び同条第二号に規定する公益財団法人のうち、同法第四条の規定により知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>3 この条例において「公益信託」とは、公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「公益信託法」という。)第一条に規定する公益信託であつて、知事等の所管に属するものをいう。</p> <p>4 この条例において「規則」とは、三重県知事が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十五条第一項の規定により制定する規則及び三重県教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則をいう。</p> <p>第二章 三重県公益認定等審議会</p> <p>(組織)</p> <p>第三條 三重県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)は、委員三人以上七人以内をもって組織する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第四條 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p> <p>第五條〜第十四條 (略)</p>
---	---

第三章 公益信託

(公益信託の引受けの許可)

第十五条 公益信託法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(財産の移転の報告)

第十六条 公益信託の引受けを許可された受託者(以下「受託者」という。)は、遅滞なく信託財産に属する財産の移転を受け、規則で定めるところにより、その移転を完了した日から三十日以内に、これを証する書類を添えて、知事等に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第十七条 受託者は、毎信託事務年度(信託事務年度の定めのない信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。)の開始前十日まで、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更した場合には、遅滞なくこれを知事等に提出しなければならない。

3 知事等は、前二項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

(事業状況報告書等の提出)

第十八条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、当該信託事務年度における次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。

一 事業状況報告書

二 収支決算書

三 年度末の財産目録

2 知事等は、前項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合に

<p>は、受託者に対して、助言等を行うものとする。</p>
<p>(信託の変更に係る報告)</p> <p>第十九条 受託者は、公益信託法第五条第一項の特別の事情が生じたときと認める場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。</p>
<p>(信託の変更の許可の申請)</p> <p>第二十条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
<p>(信託の併合の許可の申請)</p> <p>第二十一条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の併合（信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第十項に規定する信託の併合をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
<p>(吸収信託分割の許可の申請)</p> <p>第二十二条 受託者は、公益信託法第六条の規定により吸収信託分割（信託法第二条第十一項に規定する吸収信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
<p>(新規信託分割の許可の申請)</p> <p>第二十三条 受託者は、公益信託法第六条の規定により新規信託分割（信託法第二条第十一項に規定する新規信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
<p>(受託者の辞任の許可の申請)</p> <p>第二十四条 受託者は、公益信託法第七条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>
<p>(検査役の選任の請求)</p>

第二十五条 委託者又は信託管理人（信託法第二百二十三条第一項の規定により信託管理人となるべき者として指定された者をいう。以下同じ。）は、同法第四十六条第一項及び公益信託法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（受託者の解任の請求）

第二十六条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（新たな受託者の選任の請求）

第二十七条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（信託財産管理命令の請求）

第二十八条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者（信託法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産管理者をいう。以下同じ。）による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請）

第二十九条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところ

<p>るにより、知事等に申請しなければならぬ。 い。</p> <p>2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人（信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産法人管理人をいう。以下同じ。）について準用する。</p> <p>（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）</p> <p>第三十条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。</p> <p>（信託財産管理者等の解任の請求）</p> <p>第三十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。</p> <p>（信託財産法人管理命令の請求）</p>
---	---	--

第三十二条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第三十三条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第三十四条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託管理人の解任の請求)

第三十五条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(新たな信託管理人の選任の請求)

第三十六条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託の終了の請求)

第三十七条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び公益信

<p>託法第八条の規定により信託の終了を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</p> <p>(備付け書類)</p>	<p>第三十八条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。</p>	<p>一 信託行為及びこれに附随する書類</p> <p>二 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の定款）</p> <p>三 許可、認可及び報告に関する書類</p> <p>四 収入及び支出に関する帳簿及びこれらの証拠書類</p> <p>五 資産及び負債の状況を示す書類</p> <p>六 運営委員会等の議事に関する書類</p>	<p>2 受託者は、前項各号に掲げる書類又はその写しについて、開示するよう努めるものとする。</p>	<p>(残余財産処分の認可の申請等)</p> <p>第三十九条 受託者は、公益信託終了に伴う残余財産の処分について知事等の認可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</p>	<p>2 受託者は、公益信託が終了した場合に、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。ただし、前項の規定により、認可を申請した場合は、この限りでない。</p>	<p>3 清算受託者（信託法第七十七条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が終了した場合には、清算終了後一月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。</p> <p>(業務の監督)</p>
---	--	--	--	---	---	--

<p>第四十条 知事等は、この条例の施行に必要な限度において、受託者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>2 知事等は、公益信託法第四条第一項の規定により、当該職員に公益信託に係る信託事務及び財産の状況について検査させることができる。</p>	<p>3 前項の規定による検査は、二年に一回以上の割合でこれを行うよう努めるものとする。</p>	<p>4 第二項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。</p>	<p>5 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第四章 雑則 (書類の閲覧等)</p>	<p>第四十一条 知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があつた場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。</p>	<p>一 公益認定法人及び公益信託の一覧表 二 公益認定法第二十一条第五項に規定する財産目録等</p>	<p>三 公益認定法人又は公益信託に係る公益認定法、公益信託法又はこの条例に基づく指導、許可、認可、監督及び検査に係る書類又はその写し(前号に掲げるものを除く。)</p>	<p>2 知事等は、前項第二号及び第三号に掲げる書類の記載事項に、三重県情報公開条例(平成十一年三重県条例第四十二号)第七条各号に掲げる情報が含まれる場合には、当該情報を除いて閲覧させ、又は写しを交付することができる。</p>	<p>3 第一項の規定により写しの交付を受けらるものは、知事等が別に定めるところによるもの。</p>
---	---	--	---	--	----------------------------	---	---	---	---	--

	<p>り、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならぬ。</p> <p>(年次報告)</p> <p>第四十二条 知事等は、公益認定法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益認定法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年一回、年次報告として取りまとめ、これを公表しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第二条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十四年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人形態の転換等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであるとして、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>	<p>(法人形態の転換等)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであるとして、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 旧公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第四条第一項後段に規定する旧公益信託をいう。）であつて、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものについては、第一条の規定による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第四十一条及び第四十二条に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にあつた改正前の条例第四十一条第一項に規定する閲覧又は写しの交付の請求に係る閲覧又は写しの交付については、なお従前の例による。

提案理由

公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に係る許可等の手続等についての規定を削る等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和8年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

区 分	件 名	概 要																		
◎その他議案 (3件) 総務部	<p>【議案第74号】 副知事の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第75号】 教育長の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第76号】 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>副知事に次の者を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">鈴 鹿 市 後 田 和 也</p> <p>教育長に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">津 市 長 崎 禎 和</p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">四 日 市 市 岡 良 浩 津 市 前 田 直 人</p>	予 算	- 件	}	議案 3件	条 例	- 件	その他議案	3件	認 定	- 件	報 告	- 件	提 出	- 件	計	3件		
予 算	- 件	}	議案 3件																	
条 例	- 件																			
その他議案	3件																			
認 定	- 件																			
報 告	- 件																			
提 出	- 件																			
計	3件																			

3月23日の議事予定

開 議
諸報告

- ・付託議案審査報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議提議案並びに議案の配付について
- ・財政的援助団体等の監査結果の配付について

日程第1 議案第5号から議案第21号まで及び議案第23号から
議案第73号まで並びに議提議案第1号
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第3 特別委員会の調査事項に関する報告の件

日程第4 意見書案第1号から意見書案第7号まで
〔討論、採決〕

日程第5 議提議案第2号
〔提案説明、採決〕

日程第6 特別委員会廃止の件

日程第7 議提議案第3号
〔提案説明、採決〕

日程第8 議案第74号から議案第76号まで
〔提案説明、採決〕

休会の件
散 会

委員長会議
第2回議員勉強会
議会改革推進会議役員会

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序 (案)

【令和8年】

● 5月 常任委員会 (所管事項説明)

5/22(金)	防災県土整備企業	医療保健子ども福祉病院
5/25(月)	総務地域連携交通	教育警察
5/26(火)	政策企画雇用経済観光	環境生活農林水産

● 6月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

6/18(木)	政策企画雇用経済観光 (雇)	環境生活農林水産 (環)	教育警察 (警)
6/19(金)	総務地域連携交通 (地)	防災県土整備企業 (防)	医療保健子ども福祉病院(医)
6/22(月)	政策企画雇用経済観光 (政・観)	環境生活農林水産 (農)	教育警察 (教)
6/23(火)	総務地域連携交通 (総)	防災県土整備企業 (県・企)	医療保健子ども福祉病院(子・病)

● 10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

10/5(月)	政策企画雇用経済観光 (政・観)	環境生活農林水産 (農)	医療保健子ども福祉病院(医)
10/6(火)	総務地域連携交通 (地)	防災県土整備企業 (県・企)	教育警察 (警)
10/7(水)	政策企画雇用経済観光 (雇)	環境生活農林水産 (環)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
10/8(木)	総務地域連携交通 (総)	防災県土整備企業 (防)	教育警察 (教)

● 10・11月 予算決算常任委員会分科会 (単独開催)

10/30(金)	政策企画雇用経済観光	防災県土整備企業	教育警察
11/2(月)	総務地域連携交通	環境生活農林水産	医療保健子ども福祉病院

● 12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

12/9(水)	政策企画雇用経済観光 (政・観)	防災県土整備企業 (防)	教育警察 (教)
12/10(木)	総務地域連携交通 (地)	環境生活農林水産 (環)	医療保健子ども福祉病院(医)
12/11(金)	政策企画雇用経済観光 (雇)	防災県土整備企業 (県・企)	教育警察 (警)
12/14(月)	総務地域連携交通 (総)	環境生活農林水産 (農)	医療保健子ども福祉病院(子・病)

○ () 内は、部局名。

総：総務部・部外、 政：政策企画部、 地：地域連携・交通部、 防：防災対策部、

医：医療保健部、 子：子ども・福祉部、 環：環境生活部、 農：農林水産部、 雇：雇用経済部、 観：観光部、

県：県土整備部、 企：企業庁、 病：病院事業庁、 教：教育委員会、 警：警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室	総務地域連携交通常任委員会	301 委員会室
	政策企画雇用経済観光常任委員会	302 委員会室
	環境生活農林水産常任委員会	201 委員会室
	医療保健子ども福祉病院常任委員会	501 委員会室
	防災県土整備企業常任委員会	202 委員会室
	教育警察常任委員会	502 委員会室

令和 8 年 定例会日程

月	日	曜	日 程	備 考	
5月	12日	火	休 会	代表者会議 議会運営委員会	
	13日	水	休 会		
	14日	木	休 会	代表者会議	
	15日	金	休 会	代表者会議	
	16日	土			
	17日	日			
	18日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会	
	19日	火	本会議	役員選出(5月会議)	
	20日	水	休 会		
	21日	木	休 会	代表者会議	
	22日	金	委員会	所管事項説明〔防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院〕	
	23日	土			
	24日	日			
	25日	月	委員会	所管事項説明〔総務地域連携交通、教育警察〕	
	26日	火	委員会	所管事項説明〔政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産〕	
	27日	水	休 会	議会運営委員会	
	28日	木	休 会		
	29日	金	委員会	特別委員会(年間活動計画策定)	
	30日	土			
	31日	日			
6月	1日	月	休 会		
	2日	火	休 会		
	3日	水	本会議	議案上程(6月定例会会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	4日	木	休 会		
	5日	金	休 会		
	6日	土			
	7日	日			
	8日	月	本会議	議案質疑	議会運営委員会
	9日	火	休 会		
	10日	水	本会議	一般質問	
	11日	木	休 会		
	12日	金	本会議	一般質問	
	13日	土			
	14日	日			
	15日	月	休 会		
	16日	火	本会議	一般質問	
	17日	水	休 会	(予算決算常任委員会総括質疑)	
	18日	木	委員会	付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	19日	金	委員会	付託議案審査〔総務地域連携交通、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	委員会	付託議案審査〔政策企画雇用経済観光、環境生活農林水産、 教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	23日	火	委員会	付託議案審査〔総務地域連携交通、防災県土整備企業、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	24日	水	休 会	(常任委員会予備日)	
	25日	木	休 会	(委員会等予備日)	
	26日	金	委員会	予算決算常任委員会(採決)	
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会	
	30日	火	本会議	採決(6月定例会会議)	

※ 請願陳情の受理
・ 6月3日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間
3月24日(火)～ 6月2日(火)